

# 新島襄の母とみと信州中之条代官荒井平兵衛

—その人物の特定と業績、一族と居宅地の解明—<sup>1)</sup>

関 口 徹

## 1. とみの経歴と筆録史料

新島襄の母旧姓中田とみは、今日（2007年）からちょうど200年前の文化4（1807）年、武州足立郡浦和宿に穀問屋の娘として生まれた。そこは日本橋から3つ目の、千人にも満たない<sup>2)</sup> 中山道の小さな宿場町であった。土地の風習に従って、とみは14歳（以下年齢は数え年）のとき、江戸に奉公に出された。文政3（1820）年のことである。それから遥かに下って70年後の明治23（1890）年、襄の死をきっかけに、己の経歴を養孫公義に口述したとき、とみはすでに84歳を迎えていた。

その口述によると、最初に奉公に上がった先が「信州中ノ条御代官折井平兵衛方」であった。本稿はこの「信州中ノ条御代官」に絞って、この代官はどのような人物であったのか。とみの口述をもとに周辺史料を踏まえ、その人物を特定し、彼の業績を明らかにしたい。またその家系を解明し、とみの生活地点を江戸図に求め、現在の場所にその地点を特定したい。

さて「とみの口述」は、森中章光によって昭和30年に『新島研究』第3号（p.8）に発表された。これは次頁の（c）を翻刻したもので、一部不都合な点はあるが<sup>3)</sup>、本稿に直接関係しないのでそのまま全文を掲出する。

武蔵国足立郡浦和宿中町 中田六之丞女「穀物問屋」兄弟四人、男三人末子。

十四歳の春始めて江戸に出づ、信州中ノ条御代官折井平兵衛方に奉公「小川町神保小路」腰元奉公三年目辞す。

雨森泉春と云へる医師方に腰元奉公「小川町」三年目辞す。

其後、板倉藩家老小川町尾崎直右衛門方に奉公す。十九歳より二十五歳まで。尾崎氏は新島弁治の懇意にしたるもの。二十五歳の春二月二十日、新島民治に嫁す。親類岡田氏の世話する処。

中田氏は浦和に於て、相応の身代なり、人望家。

浦和にては十四歳になれば、必ず江戸に奉公に出す習ひなり。

現在同志社には、とみの経歴に関する筆録史料が3点、『新島遺品庫収蔵目録(上)』に残されており、3点ともインターネット「同志社新島遺品庫資料の公開」で目に触れることができる。ただし『新島先生遺品庫収蔵目録(下)』のガラス原版写真ファイルにあるNo.3537(以下No.は目録の番号)「新島とみ略歴」は、今のところは見られない。

とみの経歴に関する筆録史料3点を古い順にあげると、

(a) No.1721「貫物控帖 新島是水 1886年10月2日-1887年1月2日」

森中が筆写した(c)の原史料にあたる。息子襄が明治23年1月23日に死去して約4ヶ月半経過した6月9日に、とみの口述を養孫公義が筆録した、まさにそのもの。見出しが「貫物控帖」と記され、著者分類は新島是水(民治)になっているので、誰にも気付かれずに今日に至った。つまり明治20年に死去した民治の抽斗の中に、明治23年の公義の書類が奥深く入ってしまったのである。

(b) No.1755「新島富子の略履歴(葬式執行前に記す)新島公義 1896年1月10日」

とみは明治29年1月7日に90歳で死去し、葬儀は10日に執り行われた。その葬儀の当日に公義が記したもの。

(c) No.1681「新島家系関係(母・登美女の口述、……)森中章光(写)」

森中が太平洋戦争のさなか、新島関係史料の被災・散逸を恐れ、(a)を筆写したもの。森中はこの(c)に基づいて前頁のように『新島研究』に「とみの口述」を公にしたのである。

これら3点に記されたとみの経歴は大略同じ内容である。しかし細部をみると若干の齟齬が見られるが、それは後述したい。

## 2. 「折井平兵衛」と「荒井平兵衛」

口述にある最初の奉公先、信州中ノ条御代官折井平兵衛とはいったいどんな人物なのであろうか。その名を江戸時代の歴史研究に欠かせない文献や刊行物に求めた。江戸幕府編纂の史書『統徳川実紀』、さらに幕臣根岸衛奮が編纂した幕府諸役人の任免記録『柳営補任』を、それぞれ手にしてみたが折井平兵衛はどこにも載っていない。幕府が編纂した大名旗本の家譜書『寛政重修諸家譜』（続群書類従完成会）には、清和源氏義光流武田支流に折井姓があるものの、折井平兵衛あるいはその祖先らしき人物は見当たらないのである。さらに『姓氏家系大辞典』（角川書店）を開いても、『江戸幕臣人名事典』（新人物往来社）、『日本人名大事典』（平凡社）、その他『三百藩家臣人名事典』（新人物往来社）、あるいは本流からはずれるが『江戸文人辞典』（東京堂出版）などに期待をしても、やはり見当たらないのである。

ところが、幕府側ではない民間版元が、主要な大名や武家の氏名、系譜、官位、禄高、所領、居城、家紋、前任者、父名などを版木刷りにした武鑑を刊行していた。この武鑑のひとつ、柏書房から翻刻されている『編年江戸武鑑 文化武鑑・文政武鑑』を開き、折井平兵衛の代官という役職に着目して、「諸国御代官」の項を文化元（1804）年から出版が未完で終わっている文政8（1825）年まで、すべての年にあたってみた。

①すると、文政4（1821）年の「諸国御代官」（『文政武鑑』2、役職編 p.425）に、次のような注目すべき文字があり、それが飛び込んできた。

荒井平兵衛 小川丁うら神保かうし

荒井平兵衛？ 初めて目にする、しかし耳慣れた名前である。地名「小川丁うら神保かうし」は、とみのいう「信州中ノ条御代官折井平兵衛方」の居宅地「小川町神保小路」と似ているではないか。しかも、文政4年から8年まで、どの年にも「荒井平兵衛 小川丁うら神保かうし」として諸国御代官に記載されていたのである。とみが代官方へ奉公に上がっていたのは、文政3年から5年に掛けてなのである。口述にある折井は荒井の表記違いではないのかと思うようになった。

しかし他の代官をみると支配地が明示されている<sup>4)</sup>なか、荒井平兵衛にはどの年を見ても支配地が明示されていない点が気がかりであった。信州中之条でないのではないか。

そこで今度は「信州中ノ条」という地域に注目し、現在地の長野県埴科郡坂城町の関係書誌にあたると<sup>5)</sup>、

- ②『坂城町誌』中巻歴史編(1) (p.364)「坂本・中之条天領代官一覧」に、次のように記されていた。

第33代、代官名＝荒井平兵衛、任期＝文政3年～文政10年、年数(足掛)＝8年、

- ③『更埴市史』第2巻近世編 (p.116) も同じ内容を載せ、しかもはっきりと陣屋を中之条として、荒井平兵衛の在任を記載していた。

- ④さらに『長野県史』近世史料編第7巻(1) (p.911)の「坂本・中之条御支配代々留書」に、

文政四巳七月廿七日より同十一子正月廿七日迄 荒井平兵衛様と、荒井平兵衛の名が元メ、公事方、手付らの上欄に記されていた。

- ⑤『長野県史』同第7巻(2) (p.833)、文政8 (1825)年5月朔日付け文書「水内郡権現堂村博徒探索方請書」に「荒井平兵衛支配所」の記名がある。

- ⑥『長野県史』同 (p.834とp.835)、同年5月2日付け文書「水内郡権現堂村博徒探索方請書」に「荒井平兵衛支配所」の記名をみる。

- ⑦『長野県史』同 (p.838)、同年11月18日付け文書「埴科郡中之条役所郡中割諸入用帳」に「荒井平兵衛様」の記名をみる。

- ⑧『長野県史』同第7巻(3) (p.965)、同年12月付け文書「埴科郡中之条代官凶作永統御貸付金仕法伺書并付札」の幕府勘定所宛差し出し状に「荒井平兵衛」の記名がある。

以上のように、民間書肆が営利のために刊行していた武鑑だけでなく、信濃の歴史的文書②～⑧に、紛れもなく中之条の代官として荒井平兵衛は在職していたことが確認できるのである。しかもとみが奉公に上がっていた時期と合致している。居宅地といい、代官支配先といい、その在職期間といい、とみの口述に記されていた「信州中ノ条御代官」の名は、じつは折井平兵衛ではなく荒井平兵衛であると確信できたのである。

### 3. なぜ「荒井平兵衛」が「折井平兵衛」と筆録されたか

それならば、どうして信州中之条代官荒井平兵衛は折井平兵衛と記されてしまったのであろうか。第1節であげたとみの経歴に関する筆録史料3点を改めて読むと、いくつかの食い違いに気付く。

#### 1) 「直右衛門」と「直衛門」の表記違い〈資料1参照〉

口述と筆録がおこなわれたのは、明治23年で、「84歳の老祖母」とみの口から漏れた言葉を、30歳の養孫公義はどのように記したのであろうか。

安中藩では家老尾崎の公義名を「尾崎直右衛門」と表記している。『安中市誌』、『安中市史』の安中藩文書はすべて尾崎直右衛門である。筆者はこの『誌・史』に「尾崎直衛門」と「右」なしで表記された文書を見たことがない。

新島民治の「手控」(『新島遺品庫収蔵目録(上)』No.1710)に尾崎は7ヵ所筆録されている<sup>6)</sup>が、すべて直右衛門と表記されている。また「江戸御在所諸士明細帖」(『新島先生遺品庫収蔵目録(下)』No.3566)でも、直右衛門の「右」が大きく筆録されている<sup>7)</sup>のが確認できる。いずれも決して「直衛門」ではないのである。

ところが、「貫物控帖」(a)も「新島富子の略履歴」(b)でも、公義は「直衛門」と「右」なしで筆録している。公義が筆録したものを筆写した「新島家系関係」(c)では、森中も「直衛門」と「右」なしで記しているが、その森中は第1節の引用文に見るように「尾崎直右衛門」と「右」を入れて活字化している。これは後に尾崎の表記については「直右衛門」がふさわしいと解釈したのであろうと思われる。

下級藩士の新島家では安中藩家老尾崎直右衛門は特別な人であった。新島弁治にとっては「懇意にしたる」交わりをもってくださいたご家老であり、民治にとっては19歳で藩邸内手習塾(書道塾)を開設して以来、死去する直前までずっと金銭的にも支援してくださいたご家老様であり、とみにとっては奉公先の主人であり、民治との結婚を認めてくださいたご親代わりの存在

である。新島家の人々にとってこれ以上大切な方はおられないという家老の名前を、同年齢の民治も文書にしっかり書き留めていると同じように、とみが間違えるはずがない。

民治自身の表記を「民治・民次・民二」といろいろに書き記している例はあって<sup>8)</sup>も、一度たりとも直右衛門を「直衛門」と記した例は新島家に残された史料の中には見当たらない。いくらとみが高齢だからといって、恩人のご家老様を「直衛門」と間違えて言ったとは思えない。

若い頃、生活と共に入ってきた固有名詞は忘れないもので、間違えようがないものである。84歳のとみの口から漏れた「直右衛門」を、30歳の公義は「直衛門」と筆録したのである。公義の表記違いによる齟齬である。

## 2) 「老祖母」と「老母」の表記違い〈資料2参照〉

これも若い頃、体験したことは間違えないものであることを語っている。「貫物控帖」(a)で公義はしっかりと、とみを「老祖母」と記していたにもかかわらず、森中は「新島家系関係」(c)で「老母」と書いてしまっている。これは筆写した森中のミスである。森中は「八十四歳」と記された文字を見て、通常の判断で「老母」と記したのである。11歳で新島家次男双六の養子になった公義の例は、その若い日に体験した記憶は、歳を重ねても間違いようがないことをはっきりと示している。

## 3) 「荒井」と「折井」の表記違い

なぜ荒井が折井になってしまったのか。ここも「直衛門」の例に見られたと同じく、公義の表記違いによるものと判断したい。話し手が「荒井平兵衛」と語ったにもかかわらず、聞き手には「折井平兵衛」と理解され、表記されてしまったのである。

そもそも、単語「荒井」は「ア」「ラ」「イ」という3つの音節に分けられ、音声学的には [a r a i] となり、その音素は [a] と [i] という2つの母音と [r] という子音の3つである。一方「折井」は「オ」「リ」「イ」に分けられ、[o r i i] となり、その音素は [o] と [i] という2つ母音と [r] という子音の3つである。アライとオリイのそれぞれの音素から抽出される異なる音素は

[a] と [o] である。『概説日本語』(pp.15-21)によると、他の3つの母音 [i] [e] [u] も含めて [a] と [o] との違いは、

- ・ [a] (アの音) は、舌面が口蓋から大きく隔たっている広母音で、唇は丸めず横に引かれる非円唇、口の開きは5母音のうちでもっとも大きい。
- ・ 一方 [o] (オの音) は、舌面が口蓋に近づき双方の間が狭まっている [i] の狭母音と、[a] の広母音との中間の半狭母音で、唇は弱い円唇、口の開きは [a] と [u] の中間である。

と解説している。この説明を受けて、実際に舌と唇の動きを意識して試みると、なるほどそのとおりである。ところで [a] (アの音) を発声しようと、口の開きを中間にとり、横に引かれている唇を若干丸めるようにして声帯を振動させると、[a] は [o] (オの音) に近い音に聞こえる。しかも [a r a i] も [o r i i] も、残された音素 [i] と [r] は共通で、さらに [a] [i] [r]、[o] [i] [r] という少ない音素で成り立っている。

84歳という高齢の女性から、口を半開きにして唇を少々すぼめるような状態で、「ア」は発せられたのである。それを30歳の筆録者が「オ」に近いと判断してしまったのである。つまり、[a r a i] → [o r a i] → [o r i i] と移音されたのであろう。

前述したように、11歳の公義がとみを単なる老母でなく老祖母と生涯受け止めていたと同じように、とみにとって14歳から16歳の3年間、しかも生まれて初めての奉公先の主人の名を、間違えて記憶し、間違えて発声したとはとても思えない。人間は幼い頃の体験・記憶については、そうそう頭から抜けないもの、間違えないものである。とみは公義に「荒井平兵衛」と口述したが、公義は「折井平兵衛」と筆録してしまったのである。

## 4. 荒井平兵衛の業績

### 1) 松前奉行職

今ここに、国立公文書館所蔵の「県令譜」というものがある。これは江戸幕府の郡代・代官の任免、相続、布衣、役高、支配高、昇進、没年月日を記

したもので天保9年以降に成立したといわれている。荒井平兵衛関係の史料を採り上げてきて、これが9件目になる。

⑨「県令譜」(『江戸幕府郡代代官史料集』(p.442))、

荒井平兵衛

文政四巳二月二日、御代官永々、御目見以上

元松前奉行支配吟味役格

同十亥十一月廿四日、壹万石増地

天保元寅十月廿四日、病死

この史料にてよって荒井が代官に就く前に松前奉行職に任じられていたことを知った。そこで平兵衛の前職を詳しく武鑑に求めることにした。先にあげた柏書房の武鑑は、活字化するとき不具合を生じている部分が見られる<sup>9)</sup>ので採らず、代わりに江戸時代の版本刷りそのものを縮小してまとめた東洋書林の『江戸幕府役職武鑑編年集成』(以下『武鑑』)を使うことにした。元の版彫の文字が不良の場合は判読しにくい面はあるが、活字化による誤植その他の不信感は拭えるからである。

この『武鑑』から得られた平兵衛に関する全ての記録を示すと次表のようになる。(以下たびたび出てくる『武鑑』については、官職によって役高、支配高、就任年月、前任者名、家紋その他彫られているが、それらの項目から本稿に關係する官職と居宅地に絞り、さらに記載されている場合は父名を表記し、その掲載頁を示した。なお掲載頁の「須」は須原屋版を、「出」は出雲寺版を示す。)

**表：『武鑑』に現れた荒井平兵衛** (資料3、(a)・(b)・(c)参照)

文化5(1808)年	(松前御奉行調役の項に記載なし)	(20巻、須 p.460)
文化6(1809)年	松前御奉行調役 小石川三百坂	(21巻、須 p.50)
文化7(1810)年	松前御奉行調役 小石川三百坂	(21巻、須 p.126)
文化8(1811)年	松前御奉行吟味役格並 小石川三百坂	(21巻、須 p.203)
文化9(1812)年	松前御奉行吟味役格並 小石川三百坂	(21巻、須 p.274)
文化10(1813)年	松前御奉行吟味役格並 小石川三百坂	(21巻、須 p.352)
文化11(1814)年	松前御奉行吟味役格並 小石川三百坂	(21巻、須 p.429)



文化12(1815)年	松前御奉行吟味役格並	小石川三百坂	(21巻、須 p.505)
文化13(1816)年	松前御奉行吟味役格並	小石川三百坂	(22巻、須 p.50)
文化14(1817)年	松前御奉行吟味役格並	小石川三百坂	(22巻、須 p.128)
文化15(1818)年	松前御奉行吟味役格並	小石川三百坂	(22巻、須 p.205)
文政 2 (1819)年	松前御奉行吟味役格並	小石川三百坂	(22巻、須 p.281)
文政 3 (1820)年	松前御奉行吟味役格並	小石川うら神保こうじ	(22巻、須 p.360)
文政 4 (1821)年	松前御奉行吟味役格	小石川うら神保こうじ	(22巻、須 p.438)
文政 5 (1822)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(22巻、須 p.519)
文政 6 (1823)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(23巻、須 p.53)
文政 7 (1824)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(23巻、須 p.131)
文政 8 (1825)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(23巻、須 p.208)
文政 9 (1826)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(23巻、須 p.286)
文政10(1827)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(23巻、須 p.363)
文政11(1828)年	諸国御代官	小石川うら神保こうし	(23巻、須 p.441)
文政12(1829)年	諸国御代官	小石川うら神保小路	(24巻、須 p.60)
文政13(1830)年	諸国御代官(下総 常陸)	小川丁うら神保小路	(24巻、須 p.139)
文政13(1830)年	諸国御代官	小石川うら神保小路	(24巻、出 p.223)
天保 2 (1831)年	(諸国御代官の項に記載なし)		(24巻、須 p.284)

荒井平兵衛の名が『武鑑』に現れるのは文化 6 (1809) 年で、役職は「松前御奉行調役」、居宅地は「小石川三百坂」と記されている。幕府は文化 4 年10月に箱館奉行を廃し、松前奉行を置いたが、同年の『武鑑』はまだ箱館奉行の版木のままである (20巻、須 p.402)。箱館奉行が『武鑑』のなかで松前奉行に変わるのは翌 5 年からなので (20巻、須 p.460)、このことから推して版木に彫られて一般の目に触れられるのは、実際におこなわれた 1 年後であると思われる。幕府崩壊期には年間に複数回刊行されており、その年の動静は年内に版彫されている場合も見られるが、年 1 回の刊行の場合は 1 年遅れになるケースが多い。文化 6 年に平兵衛が松前奉行調役になったと版木に彫られているが、1 年遡って、実際には文化 5 年に松前奉行調役になっていたであろう。

また文政3年の居宅地は「小石川うら神保こうじ」と表記されているが、この地名は江戸図には見当たらず、「小川丁うら神保こうし」と記すところが前住地の「小石川三百坂」の表記に引っ張られてこのようになったのではないと思われる。この1年遡る見方と小石川裏神保小路の表記を正した松前奉行職の荒井平兵衛は次のようになる。

文化5 (1808)年	松前奉行調役	小石川三百坂
文化7 (1810)年	松前奉行吟味役格並	小石川三百坂
文政3 (1820)年	松前奉行吟味役格	小川丁裏神保小路

## 2) 信濃国中之条代官

先の②～⑨の史料で代官荒井平兵衛の存在を信濃に確認したが、陣屋中之条における代官の支配形態は『更埴市史』（第2巻近世編pp.116-117）によると、次のようになっていた。「代官の支配地は信濃国で本陣屋は埴科郡中之条村にあり、出張陣屋が佐久郡御影新田村にあった。役人の総数は18人で、江戸詰が9人、中之条陣屋詰が4人、御影出張陣屋詰が4人、その他中仙道追分宿貫目改所（軽井沢町）詰が1人となっている。そのほか現地での雇人に書役、侍、足軽、仲間、小もの、門番、足軽飛脚などがあつた。代官は旗本層の中から任命され、禄は150俵から200俵程度であるが、石高5万石前後の幕府領を直接統治する要職である。多くの代官は江戸在府が多く、秋の収穫期に出張して政務を執り帰府する形式をとる場合が多かつた。坂本・中之条陣屋の代官は46人が幕末までの間交替した。」

第33代の荒井平兵衛はいつからこの中之条代官に就いたのか。『坂城町誌』『更埴市史』の「代官一覧表」では文政3年といい、『長野県史』の「坂本・中之条御支配代々留書」では文政4年という。どちらも年数は足掛け8年と同じである。先ほどの「県令譜」は『長野県史』と同じように、代官就任を文政4年としている。

この文政4年という年に代官を戒め正す沙汰が出された。『続徳川実紀』（第2篇p.62）によると、8月に「この月達せらるゝは。近年代官の手代ども不正の事聞ゆるにより。厳しく吟味を遂べしとありて。その衣食住の條目を渡され。かつ質素潔白のものはたゞちに出身いたさすべし」との意向が示

されたのである。遠国奉行のひとつで蝦夷地の支配と北辺警備を管掌してきた松前奉行は同年に廃止された。代官の立て直し策として人間的に優れた旗本からの登用を図っていた幕府は、荒井平兵衛をそのひとりに充てたものであろう。

筆者は、荒井平兵衛が信州中之条の代官に就いたのは、『坂城町誌』『更埴市史』でいう文政3年でなく、「県令譜」の記述と『長野県史』の史料が時間的に符号し、さらに『続徳川実紀』が示す代官戒飭の状況とも合致する文政4年であると考え。従ってとみが奉公に入った文政3年は、平兵衛はまだ「県令譜」が示す松前奉行支配吟味役格の職にあったことになる。

### 3) 中之条代官としての業績

荒井平兵衛の代官職としては次に示すように足掛け10年である。

文政4(1821)年 諸国代官(信濃中之条) 小川丁裏神保小路

文政12(1829)年 諸国代官(下総・常陸) 小川丁裏神保小路

文政13(1830)年 10月24日病死

この間、荒井平兵衛は中之条代官職にあってどんな働きをしたのであろうか。われわれが目に触れる史料では、将軍に拝謁できる身分(御目見)の平兵衛は文政4年から11年まで足掛け8年中之条代官として在陣し、文政10年にはその働きを認められ1万石の増地を賜った。中之条では支配地の百姓の安寧維持と幸福増進を目的とした治政をはかり、教育に力を入れた。『坂城町誌』(中巻歴史編(1) p.394)によると、平兵衛は「文政7年(1824)には教諭所として御長屋を増設して、心学の『かくあるべし』の訓諭に当り、教化にあたった。『かくあるべし』には君臣のあり方を説き、家内和合、子の愛育、夫婦和合、足るを知る、忍苦、慈悲等を教え民衆の教化にあたった。」と記されている。

さらに天明3(1783)年の浅間山噴火以来の大凶作にみまわれた文政8年には、百姓を救う手当を差し向けるよう伺い書を幕府勘定所に送っている(第2節『長野県史』文書⑧)。代官として窮状を察し領民救済に手だてを打つ、実行する代官であった。

#### 4) 心学教諭書『かくあるべし』と『をしえくさ』

(a) 『古典籍総合目録』(第1巻p.159)に、次のようにある。

かくあるべし 一冊 (類)心学 (著)荒井清兵衛改修 (文政刊一冊)

(b) 『国書総目録』(第2巻p.76)に、次のようにある。

かくあるべし 一冊 (類)心学 (著)荒井清兵衛改修

(c) 『国書総目録』(第1巻p.642)に、次のようにある。

をしえくさ 一冊 (類)教育 (著)荒井平兵衛 (写)旧三井鶚軒(天保三写)

いずれも岩波書店刊の権威ある目録である。この中に『坂城町誌』が触れていた心学の『かくあるべし』が挙げられ、荒井平兵衛の名が記され、『をしえくさ』という書名が見られる。これらの成り立ちに触れ、荒井平兵衛が残した業績をさらに明らかにしたい。

『かくあるべし』はすでに『長野県教育史』(第7巻史料編1、pp.925-929)に翻刻されているが、玉川大学が所蔵する原典を参考にする。

一方『をしえくさ』(岩波の目録では『をしえくさ』となっているが、原典の表題は『をしえくさ』である。)は長らく太平洋戦争の「戦災その他で焼失または所在不明のもの」<sup>10)</sup>となっていたが、1950年にカルフォルニア大学バークレー校に売却された旧三井文庫10万冊の中に入っていることが分かり<sup>11)</sup>、同校東アジア図書館に問い合わせをし、マイクロフィルムで入手した原典を参考にする。

『かくあるべし』と『をしえくさ』はほとんど同一内容が記述されているが、言い回しや細部にわたる表現に異なる部分が見られる。大きな違いは、『かくあるべし』には振り仮名がほとんどに施されているが、『をしえくさ』は数えるほどである。書籍の形態は、『かくあるべし』はすべての頁が版木刷りであるのに対し、『をしえくさ』は筆文字直書きである。

紙面の都合でその両方の書き出し部分の1頁目のみを翻印する。原文は縦書きである。改行、ベタ組は原文のままを表した。(ただし原文にある繰り返しの符号の「くの字点」は組版ソフトにないので、その部分は.....で示した。)

(a) 『かくあるべし』(玉川大学図書館所蔵)の「書き出し」(1頁部分)

つらつらむかしを案ずるに二百年の前までは兵乱の世  
 の中にて大は小を掠め強は弱を倒し士農工商とも  
 に少も安堵なりがたく弓矢鉄炮の音耳にたえずけふ  
 は親を討れ明日は子を失ひ夫婦兄弟ちりぢりに命  
 のかぎり逃くるしみ田畑をたがやすいとまもなく年  
 寄子供は飢死するも多し歎はしき事なりしに  
 恐おほくも  
 東照宮御幼年の頃より民を御救の御心ふかく  
 千辛万苦の御難あそばせられ四方の強賊を  
 平げ給ひ天下一統御仁徳になびき奉りて終には

- (b) 『をしえくさ』（カルフォルニア大学バークレー校東アジア図書館所蔵）の「書き出し」（1頁部分）

つらつら昔を案ずるに二百年の前は兵乱の世にて  
 大は小を合せ強は弱をたふし士農工商ともに  
 少も安堵なりかたく矢さけひの音耳にたえずけふは親を  
 うたれあすは子を失ふ夫婦兄弟ちりぢりに命の限り  
 くるしみ田畑をたかやすいとまもなく年寄子供は飢  
 死するも多くなけはしき事にあらずや恐多くも  
 神君御幼年の頃より民を御すくひ被為遊の御心

さらに、『をしえくさ』の識語（写本・刊本などで、本文の前または奥に来歴・年月などを記したもの。また、特に後人の加筆したものをいう。『広辞苑』より）をみると、「やつかれか愚なる心のくさくさをもましくはえて」とあるように、『をしえくさ』には『かくあるべし』の文章に4箇所に加筆部分が見られる。これらからみて、『かくあるべし』と『をしえくさ』には同じ主旨が記述されているが、その表現や比喩などは同じではない。

両書の著者や出版についての経緯は、それぞれの識語が語っているので、ここに提示したい。

- (c) 『かくあるべし』の「識語」

此一冊は先年中乃条御代官

荒井ぬしのかき綴りて支配の  
 村々へあたへられし書なり  
 しかるを物のたよりに  
 御覧有て民を導くには宜しき  
 ものなるへければ郡奉行所にて  
 取計ふべしと浅からざる  
 仰を蒙り今度書あらため板に  
 彫てあたふるよしをこゝに  
 するす

行年七十六

清酒



『をしえくさ』表紙

(カルフォルニア大学  
バークレー校提供)

(d) 『をしえくさ』の「識語」

右このふみは文政のはしめとか信陽のあかた守  
 荒井某<sup>平兵衛ト云シ</sup>なる人郡中の里正にあたへ給ひし冊子を  
 けみして其書にもとつきやつかれか愚なる心の  
 くさくさをもましくはえて世のをんなわらへの  
 みちしるへにもとをしえ草と名つけてあたふ  
 ものは福茗窟のあるし茶廊になむ  
 時にあめたもつみつとし

竹の春てふ末の五日燈の下にするす

(e) 『をしえくさ』の「蔵書者の識語」

荒井氏ハ信州中ノ条ノ御代官ニテ在陣スルヤ  
 イナヤ法度儉約ノ事ト始ニ記五ヶ條アリキ  
 己八九歳ノ時ナリ其五ヶ條ノ内二ヶ條ハ聞覚エ  
 記臆セリ其二ヶ條親ニ孝行ハセズトモ苦勞  
 ヲカケルナ 主人ニ忠義ハセストモ蔭日向ナク  
 勤メヨ 右家コトニ配布セラレタリ 別ニ名主組  
 頭ニハ書ヲ與ヘ月々百姓ヘモレサル様ニ読キカセヨ  
 ト云渡サレタリト 小林蔵書

この3点の識語から分かることは、

- ①小林という蔵書者が8、9歳の頃の記憶として、荒井平兵衛が中之条の代官になってすぐに（文政4年）行なったことを語っている。それは冊子『かくあるべし』を与える前に、「親に孝行はせずとも苦勞をかけるな」「主人に忠義はせずとも蔭日向なく勤めよ」を含む法度儉約の五箇条を村人各戸に配った行為がなされていること。
- ②『かくあるべし』は、「此一冊は先年中乃条御代官荒井ぬしのかき綴りて支配の村々へあたへられし書なり」と記し、『をしえくさ』では「このふみは文政のはしめとか信陽のあかた守荒井某なる人」の脇に「平兵衛ト云シ」と補記し、その人物が「郡中の里正にあたへ給ひし冊子」と続いている。このことから、『かくあるべし』と『をしえくさ』は、いずれも荒井平兵衛の書き著したものがベースになっていることは間違いないところである。

従って『古典籍総合目録』、『国書総目録』（p.76）の「荒井清兵衛」は「荒井平兵衛」と訂正されねばならない<sup>12)</sup>。

- ③『かくあるべし』の成立は、「文政のはしめ」「在陣スルヤイナヤ……別ニ名主組頭ニハ書ヲ與ヘ……読キカセヨト云渡サレタリ」を考慮して、文政4、5年と推測する。
- ④ただし『かくあるべし』は、「今度書あらため板に彫てあたふる」ときに、平兵衛が著したそのままそっくり板に彫ったか否か断定はできない、という捉え方もある<sup>13)</sup>。
- ⑤『をしえくさ』は「福茗窟のあるし茶廊」なる人物が、荒井平兵衛が村々の長に与えた冊子を基に、自分の考えを加味して、天保3年8月25日に書き上げたものである。
- ⑥この両著は、民を導くに宜しきもの、世のおんなわらべのみちしるべに適した心学訓導書であった。特に『かくあるべし』の総ルビはこの点を配慮したものである。

といえよう。

荒井平兵衛の大きな業績のひとつに、代官みずからが庶民教育の常設場として教諭所を建て、また代官みずからが教諭書を執筆して、百姓を含む庶民

の風俗を正し、人間としてどう生きるかを説き、訓導した点である。『江戸幕府代官履歴辞典』(p.1「はじめに」)には1,183名の代官を収録しているが、教諭所を建て、訓導書を書いた代官は、石川謙『心学』(pp.184-194)から挙げると、荒井平兵衛を入れて4人ほどしかいない<sup>14)</sup>。とみの主人、荒井平兵衛はまことに稀有な代官であったといえよう。

## 5. 荒井平兵衛の父と子・孫の解明

### 1) 父・荒井甚之丞 〈資料3、(d) 参照〉

荒井平兵衛の父親はどんな人物であったのであろうか。どのように史料に描かれているのであろうか。

松前奉行時代の平兵衛の居宅があった「小石川三百坂」をたよりに、版木そのものの出版『武鑑』(19巻、須 p.220)にあたると、なんと寛政10(1798)年に荒井甚之丞の名で、存在していた。

荒井甚之丞 御勘定吟味方改役並 小石川三百坂

寛政9年には載っていない(19巻、須 p.164)ので、武鑑1年遡り観からすると、彼は寛政9年に勘定吟味方改役並に就き、同12年に勘定吟味方改役に昇進し(19巻、須 p.440)、文化10(1813)年に死去したのではないかと思われる(文化11年には記載がない(21巻、須 p.392))。

### 2) 子・荒井甚之丞 〈資料3、(e)・(f) 参照〉

それでは子や孫はどのように記録されているのであろうか。父甚之丞を求めたと同じく、今度は平兵衛の諸国代官時代の居宅地、「小川丁裏神保小路」あるいは「小川丁神保小路」で、なお「父平兵衛」が加味された幕臣を武鑑に求めた。先ほどの『武鑑』を文政年間に絞って最初から調べ出してみた。すると、文政3年の御奥御右筆衆に平兵衛の松前奉行時代と同じ「小石川三百坂」に居宅地を持ち、「父市兵衛」と記されている「荒井義三郎」なる人物を発見した(22巻、須 p.347)。しかし翌年には「父平右衛門」になり、居宅地は「小川丁神保こうし」と版彫されていた(22巻、須 p.425)。

その後「荒井義三郎 御奥御右筆衆 父市兵衛 小川丁神保こうし」は文



政10（1827）年まで続き（23巻、須 p.348）、文政11年からは「荒井甚之丞 御奥御右筆衆 父市兵衛 小川丁神保こうじ」となり（23巻、須 p.426）、この表記は文政13（1830）年まで続く（24巻、須 p.123と出 p.208）。改元した天保2（1831）年から12（1841）年までは父の名は版木に明記されていないが、翌13年の『武鑑』（27巻、須 p.136）から再び父親の名が版彫されるようになった。そして、そこにはっきりと平兵衛の父子関係を掴むことができたのである。それは子・甚之丞が奥右筆衆から奥右筆組頭に昇格したことを示す版木でもあった。（資料3の(f)には、版彫状況がよい弘化2年を載せた。）

荒井甚之丞 御奥御右筆組頭 父平兵衛 小川丁神保こうじ

なんと素晴らしい記録が彫られているではないか。この記録から荒井甚之丞は平兵衛の息子であり、息子甚之丞は祖父の名を嗣いだのである。彼は奥右筆衆を束ねる頭首となり、布衣着用を許された人物となっていた。『続徳川実紀』（第3篇p.84）は嘉永6年12月8日に奥右筆組頭として、將軍より「常々御用出精相勤候ニ付」「金三枚時服三」を賜った記録を伝えている。しかしこの奥右筆組頭は、安政2年には『武鑑』から姿を消してしまうことになる（31巻、出 p.238と須 p.320）。

### 3) 孫・荒井甚之丞 〈資料3、(g) 参照〉

孫にあたる甚之丞は文久元（1861）年の『武鑑』（33巻、須 p.289）に、小納戸衆として、次のように彫られていた。

荒井甚之丞 御小納戸衆 父甚之丞 小川丁神保こうじ

彼の官職歴は『柳営補任』に、次のように記録されている。

文久元西三月廿六日 御小性組内藤肥後守組ヨリ、御小納戸

（6巻p.212）

文久三亥八月廿四日 御小納戸ヨリ、中奥御番

（2巻p.295）

元治元子六月廿二日 中奥御番ヨリ再勤、御小納戸

（6巻p.215）

元治元子九月晦日 御小納戸ヨリ、御小性

（6巻p.189）

慶応二寅十二月晦日 勤仕並寄合ヨリ、歩兵差団役組頭（5巻p.235）

この記録は慶応2年を除き『武鑑』と時間的に一致している。（『武鑑』に記載は、文久元年の小納戸は33巻、須 p.289。文久3年中奥番は34巻、須 p.292。

ここは1年遡る観が必要である。元治元年の再任小納戸は34巻、須 p.388。元治元年の小性は34巻、出 p.482。慶応2年の歩兵差団役組頭は記載がない。

また文久元年の小納戸就任は、日付まで『続徳川実紀』（第4篇p.45）と同じである。孫・甚之丞はのちに、荒井伊勢守・和泉守・因幡守とも称した。彼も『続徳川実紀』（第3篇p.83）によると、慶応2年10月26日に將軍より御遣金百両を賜っている。

## 6. 荒井平兵衛の祖先と『新編武蔵風土記稿』

『新編武蔵風土記稿』は大学頭林衡（述斎）を総裁として、編纂には42名を要した武蔵国に関する地誌である。文化7（1810）年に稿を起し、文政11（1828）年に脱稿したという<sup>15)</sup>。全部で266巻を数えるこの幕府編纂の大史料に、とみが奉公した主人の名が「是今の代官職荒井平兵衛保恵が祖なり」と、はっきり記録されていたのには驚きである。本稿で荒井平兵衛関係の史料を採り上げて10件目になる。

⑩ここに『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記稿』）「卷之七十九、久良岐郡之七」杉田村の部分引用する（第4巻pp.118-121）。

妙法寺

開山は日祐上人、開基妙法日荷上人、此僧俗たりしとき、荒井平次郎光善と称し、後又因幡大掾と改む、晩に雑染して日荷と号し、惇く日蓮を崇信す、文和元年当寺を起立して中山法華経寺日祐を請て開山とし、己二世を継ぎ、同十二年六月十三日化す、……

旧家者百姓源左衛門

荒井氏なり、家譜に據に、先祖荒井因幡守光善此所（杉田村、筆者）に住し、後雑染して、日蓮宗の僧となる事は妙法寺の條下に詳なり、其俗たりし頃の子胤ありといへども、数世の名字詳ならず、遙の後源左衛門威忠と云ものあり、後に甚之丞と改む、天正十八年東照宮に仕奉り、間宮左衛門信繁に属して鷹師となる、嘗て命を承て総州行徳村、農民の争論を鎮め、御紋の道服を賞賜せらる、又関原役にも供奉す、初威忠稲毛領北加瀬村にて采地を賜はりしが、文禄二年願に依て廩米に替賜ふ、

元和二年没して妙法寺に葬る、子孫平右衛門信保・藤兵衛信行、皆村中に産し箕業を継り、後其長間宮左衛門職を廃せらるゝに及て、信行も寄合番佐野十左衛門・山本藤右衛門等が支配に隸し、移方御用を勤む、此時江戸に移りしならんと云、是今の代官職荒井平兵衛保恵が祖なり、源左衛門は其庶流にて、世々祖先の居跡に住するものなり、先祖の遺物今保恵が家に伝へ、源左衛門の許には纔に五衰天の古画を伝ふるのみ、  
〈傍線筆者〉

久良岐郡杉田村とは「江戸日本橋より行程12里」、現在の横浜市磯子区杉田地区である。筆者は平成18年6月初旬に妙法寺を訪ねた。開山開基両上人の墓がある境内の山頂に登ると、東の遠方に海が見えた。境内には現在も沢山の梅古木がある。『風土記稿』に「杉田村梅林図」が線画で載っているが、梅林に沿って小舟が係留された海岸線が描かれている。海は現在よりもっと寺に近かったようだ。

この地に妙法寺が建てられたのが文和元（1352）年、その建立者は日荷上人というが、在俗は荒井平次郎光善・荒井因幡守光善と名告っていたと記述されている。荒井平兵衛の祖先を辿ると、出家して寺を建立するほどに信仰心が厚く、人望を得た人物が存在していた。

はるかに下って荒井源左衛門威忠なる者は後に甚之丞と改めたと記されている。平兵衛の父から遡るおよそ220～30年も前に、祖先は甚之丞を名告っていたことが判明した。平兵衛の父も、平兵衛の息子も孫も甚之丞を名告った本源がここにあったのである。平兵衛ひとりがなぜ甚之丞を継がなかったかは不明である。源左衛門威忠は家康が江戸城に入った天正18（1590）年に徳川家に仕え、主命を受けて総州行徳村へ出向き、農民の争いを鎮めたと記録されている。単なる争いでなく筆録されるほどの大騒動を鎮め、その優れた働きに家康より御紋の道服を賜っている。彼は治政力を持っていたのである。時を経て平兵衛が諸国代官職に就き、信州の農民を領したというのも因縁なのであろうか。荒井源左衛門威忠は元和2（1616）年に亡くなり妙法寺に葬られたと記す。

この源左衛門威忠以降の人物については、彼の死後約200年経過した平兵衛までの間は、今後の調査に委ねなければならない。しかし、荒井平兵衛に

については「先祖の遺物今保恵が家に伝へ」、「是今の代官職荒井平兵衛保恵が祖なり」と示しているように、『風土記稿』の編纂者は文政期の初頭に代官平兵衛の存在を知って、「今」の確証を収録していたのである。

## 7. 荒井平兵衛の居宅地

荒井平兵衛が小石川三百坂から移り住んだ居宅地は武鑑の板元により、また扱った人名によって異なる表記をしている。整理してみると、

- ①平兵衛を、須原屋版（文政3年～同10年）は小石川裏神保小路・小川丁裏神保小路と表記、
- ②息子・甚之丞を、須原屋版（文政3年～嘉永7年）は小石川三百坂・小川丁神保小路と記し、出雲寺版（文政13年～嘉永6年）は小川丁神保小路・裏神保小路と表記、
- ③孫・甚之丞を、須原屋版（文久元年～慶応2年）は小川丁神保小路と記し、出雲寺版（文久2年～慶応2年）は裏神保小路、

と版彫している。

ところで大名や幕臣の屋敷の所有者、所在地名、坪数などに関する江戸時代の調査書『諸向地面取調書』がある。この解題（p.4）を見ると、安政3（1856）年での編集によるという。ここに実は「小川町裏神保小路 荒井仙之助」として武家屋敷の調査記録が残されている。所在地名、苗字が同じこの荒井仙之助はいったい平兵衛とどんな関係にあるのであろうか。

『寛政譜以降旗本家百科事典』（p.130）で仙之助の祖父・父を「(祖父)代官(父)荒井甚之丞奥右筆組頭の職にあり所有屋敷多し」と説明している。つまり仙之助は平兵衛の孫・甚之丞と同一の人物であった。幕府の調査が安政3年というと父甚之丞（平兵衛の息子）は嘉永7（1854）年にすでに亡くなっており、仙之助が家督を継いでいたところである。

その『諸向地面取調書』（p.581）に記されている荒井家の居屋敷は次のとおりである。（同書には拝領屋敷2カ所計450坪、町屋敷3カ所計182坪7合9勺の所在地が記されているが省略する。）

荒井仙之助 居屋敷 小川町裏神保小路 四百八拾坪

この内容が安政3年時点での幕府に届け出た荒井家の正式な居宅地名、坪数である。この場所はまた、かつて平兵衛が居住し、とみが奉公生活をおくったところである。「小川町裏神保小路 四百八拾坪」、この由緒ある地点を現在の場所に特定したい。

安政期の江戸と今時平成の東京を重ね合わせた朝日新聞社『復元江戸情報地図』（江戸図と略、p.48）と昭文社『でっか字まっぷ東京23区』（p.72）を参考にする。〔 〕内は江戸図にある当時の通り名である。

平兵衛宅は、JR水道橋駅から白山通〔一橋通〕を南下して靖国通〔裏神保小路<sup>16)</sup>〕との交差点（神保町交差点）を左折し、錦華通〔表猿楽町〕との交差点までの南側にあった。そこは神田の街を象徴する古書店街である。

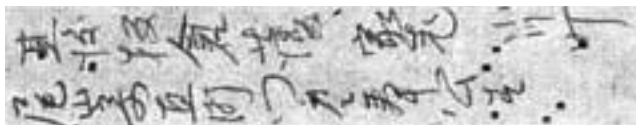
筆者の歩測で、神保町交差点〔一橋通と裏神保小路の交差点〕から錦華通〔表猿楽町〕下、八木書店までをおよそ202mとすると、神保町交差点から東へ約87m先、そこを基点に42mほど錦華通〔表猿楽町〕に寄った地域が、江戸図に荒井甚之丞と明記されている、荒井平兵衛の居宅地である。そこは現在、本と街の案内所（一部）から日本文芸社、田村書店、小宮山書店（東側道路を含む）など書籍関係の店舗やビルが立ち並んでいる。屋敷の広さは480坪であったから、奥行きは38mばかりであろうか。地図上で江戸と東京の重なった部分を見ると、〔裏神保小路〕は南側に広げられて靖国通がつくられたので、現在の歩道部分を含めたこの地点が、将来新島襄の母になる14歳の中田とみが、実社会のスタートを切ったところなのである。

この荒井邸から靖国通〔裏神保小路〕を神保町交差点〔一橋通と裏神保小路の交差点〕まで戻り、そこを左折し、白山通り〔小川町一橋通〕を南下して、すずらん通〔神保小路、表神保小路<sup>16)</sup>〕との交差点南東角に「雨森宗信」邸が見える。ここは、とみが荒井平兵衛方から次の奉公先となった、とみの口述で筆録された「雨森泉春と云へる医師方」（第1節、森中章光による引用「とみの口述」参照）である<sup>17)</sup>。そこは現在、世界救世軍ビルが建つ東側から白山通を横切り、神田南神保町郵便局あたりなのである。この雨森邸からさらに南下すると「板倉伊予守勝明」と書かれた家紋付の屋敷が目に入る。ここが4,439坪の敷地を有する上野安中藩上屋敷、現在の学士会館である。

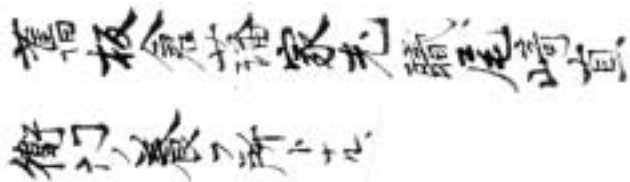
とみが19歳のときに、この藩邸内にあった家老尾崎直右衛門方へ奉公に上がり、当地で終生の伴侶、新島民治と出会った場所である。荒井邸、雨森邸、尾崎邸、この3地点はすべて目と鼻の先、半径200m内に入る範囲だった。この狭い地域社会のなかで、嫁ぐまでの11年間奉公を続けてきたことは、それはとりもおさず、とみの人間性のよさが世間に認められていた証であろう。そこに家老尾崎と懇意であった弁治は、藩士新島家の跡取り息子民治の嫁として惚れ込んだに違いない。それは士農工商という身分を越えるほどの価値の高いものであった。

資料一、「直衛門」と筆録された新島家史料

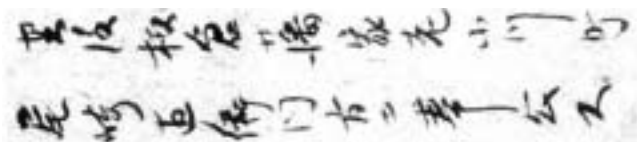
- (a) 「買物控帖」(『新島遺品庫収蔵目録・上』一七二)より



- (b) 「新島字の略履歴」(『新島遺品庫収蔵目録・上』一七五)より

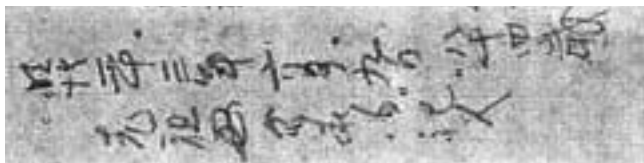


- (c) 「新島家関係」(『新島遺品庫収蔵目録・上』一六八)より

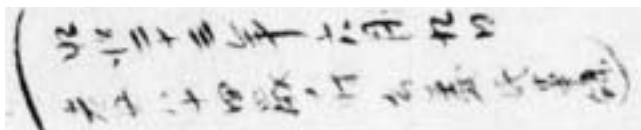


資料二、「老祖母」と「老母」の養記遣い

- (a) 「買物控帖」(『新島遺品庫収蔵目録・上』一七二)より



- (c) 「新島家関係」(『新島遺品庫収蔵目録・上』一六八)より



資料三、『武鑑』に版彫された荒井家の人々

〈江戸幕府役職武鑑編年集成〉東洋書林刊より〉

(a) 荒井平兵衛、松前御奉行調役（文化6年）〈一部〉

○ 同御官 <small>阿蘭陀御奉行</small> <small>御米数寺集奉行</small> 主事作爲 <small>本意</small>			
● 松前御奉行 <small>松前</small> 御役料十五兩位 常勤御奉行御前規			
〓	文成成 午申成 原房	和名	馬
○	尾田 <small>尾田</small> 但馬守 <small>但馬守</small> 空齋 <small>空齋</small>	和名 五卯巳 御前 五卯巳	馬
○	河虎 <small>河</small> 肥後守 <small>肥後守</small> 春香 <small>春香</small>	和名 御前 御前	馬
○	村垣 <small>村垣</small> 落路 <small>落路</small> 守 <small>守</small>	和名 御前 御前	馬
○ 同吟味役 <small>吟味役</small> 御役料三百俵元			
丁卯午子 〓		〓 橘三平	〓 鈴木甚内
○ 同格同通 <small>同格同通</small> 御役金三兩元			
丁卯午子 〓		〓 吉本三平	〓 吉本三平
○ 同調役 <small>同調役</small> 御役金七兩元			
〓		〓 浅見市之助	〓 浅見市之助
〓		〓 高田元平	〓 高田元平
〓		〓 湯浅深地	〓 湯浅深地
〓		〓 宇野春吉	〓 宇野春吉
〓		〓 岩田今市	〓 岩田今市
〓		〓 津守吉	〓 津守吉

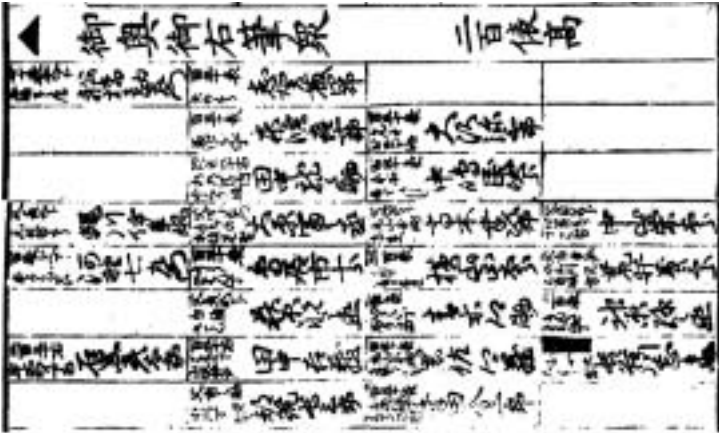




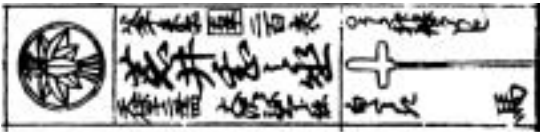
(d) 父・荒井甚之丞、御勘定吟味方改役並 (寛政10年)



(e) 子・荒井義三郎、御奥御右筆衆 (寛政3年)



(f) 子・荒井甚之丞、御奥御右筆組頭 (弘化2年) (部分拡大)



(g) 孫・荒井甚之丞、御小納戸衆 (文久元年) (部分拡大)



#### 資料 4. 荒井平兵衛と中田とみの関連年表

年 号	事 跡 と 関 連 事 項
寛政 9 年 (1797)	・ 父荒井甚之丞、勘定吟味方改役並に就任。居宅地は小石川三百坂。
寛政10年 (1798)	
寛政11年 (1799)	
寛政12年 (1800)	・ 父甚之丞、昇格し勘定吟味方改役になる。
享和元年 (1801)	
享和 2 年 (1802)	・ 2 月幕府は蝦夷奉行に 2 名を任命し、5 月に箱館奉行と改称する。
享和 2 年 (1803)	
文化元年 (1804)	
文化 2 年 (1805)	
文化 3 年 (1806)	
文化 4 年 (1807)	・ 新島民治が 2 月 14 日上州安中藩に生まれ、中田とみは 10 月 10 日武州浦和宿で生まれる。 ・ 10 月幕府は箱館奉行を廃し、松前奉行を置いた。
文化 5 年 (1808)	・ 荒井平兵衛、松前奉行調役に就任。居宅地は父甚之丞と同じ小石川三百坂。
文化 6 年 (1809)	
文化 7 年 (1810)	・ 平兵衛、昇格し松前奉行吟味役格並となる。 ・ この年、大学頭林衡の建議により『新編武蔵風土記稿』の編集が始まる。
文化 8 年 (1811)	
文化 9 年 (1812)	
文化10年 (1813)	・ 父甚之丞、勘定吟味方改役に就いていたが、この年に死去したのと思われる。居宅地は小石川三百坂。
文化11年 (1814)	
文化12年 (1815)	
文化13年 (1816)	
文化14年 (1817)	
文政元年 (1818)	
文政 2 年 (1819)	・ 息子荒井義三郎、奥右筆衆（見習）になる。居宅地は父平兵衛と同じ小石川三百坂。 ・ 平兵衛、居宅地を小川丁裏神保小路（小川町神保小路）に移す。
文政 3 年 (1820)	・ 平兵衛、昇格し松前奉行吟味役格となる。

新島襄の母とみと信州中之条代官荒井平兵衛

- ・とみ(14歳)、この春に荒井平兵衛方へ奉公に上がる(小川町神保小路)。年季は3年。
- ・息子義三郎の居宅地が小川町神保小路と表記。
- 文政4年(1821) 平兵衛、2月2日、「御代官永々、御目見以上」を仰せつかる。
- ・平兵衛、7月27日、松前奉行吟味役格から中之条代官に就く。居宅地は小川町裏神保小路。
- ・平兵衛、代官就任早々、法度儉約の五箇条を村人各戸に配布する。
- ・平兵衛、この頃教諭書『かくあるべし』を書き綴り、支配地の村民に読み聞かせるようにと村々の名主組頭へ与える。
- ・12月、幕府は蝦夷地を松前氏に返還し、松前奉行は廃職となる。
- 文政5年(1822) 息子義三郎、見習が外れ一人前の奥右筆衆となる。
- ・とみ、代官荒井平兵衛方の年季明となり、引き続き雨森医師方(小川町)へ奉公に上がる。年季は3年。
- 文政6年(1823)
- 文政7年(1824) 平兵衛、この秋、中之条陣屋内に教諭所を建設する。
- 文政8年(1825) 5月、8月、11月の長野県文書に荒井平兵衛の名を見る。
- ・この夏信州は天候不順で、天明の浅間山噴火以来の大凶作にみまわれ、農民は疲弊する。平兵衛は百姓救済の伺い書を幕府勘定所宛に差し出す。
- ・とみ、安中藩家老尾崎直右衛門方(小川町)へ奉公に上がる。
- 文政9年(1826)
- 文政10年(1827) 息子義三郎、名を甚之丞に改める。居宅地は小川町神保小路。
- ・平兵衛、11月24日、1万石増地される。
- 文政11年(1828) 平兵衛、1月27日まで中之条代官を勤めあげる。
- ・この年『新編武蔵風土記稿』は脱稿され、久良岐郡杉田村妙法寺の項に「是今の代官職荒井平兵衛保恵が祖なり」と記述される。
- 文政12年(1829) 平兵衛、下総・常陸の代官に就任。居宅地は小川町裏神保小路。
- 文政13年(1830) 与みの奉公先、安中藩家老尾崎直右衛門が8月3日に病死する。
- ・荒井平兵衛、10月24日に病死する。
- ・息子甚之丞、父の死をうけて家禄150俵を受け継ぐ。
- 天保2年(1831) 与み、2月20日、安中藩士新島民治に嫁す。
- 天保3年(1832) 8月25日、『かくあるべし』を改修した『をしえくさ』が福茗窟のあるじ茶廊により草される。

## 補注

- 1) 本稿は同志社社史資料センター第1部門研究（新島研究）において、2007年9月10日に発表した内容を文章化したものである。
- 2) 文政11（1828）年に編纂が終了した徳川幕府編纂の『新編武蔵風土記稿』（第7巻、p.244）は浦和宿を「民戸二百八」と示し、一方天保14（1843）年に幕府道中奉行の調査を載せる『中山道宿村大概帳』（p.28）は「宿内惣家数 式百七拾三軒、宿内人別千式百三拾人」と記す。戸数と人数の割合で算出すると『新編武蔵風土記稿』の宿人数は937人となる。文政4年の浦和宿はまだ千人に満たなかったであろう。
- 3) 拙稿「新島襄の母とみの「口述」を改めて聴く」『新島研究』第98号、pp.19-23参照。
- 4) 陣屋中之条の代官で荒井平兵衛の前任者は第32代 男谷彦四郎恩孝である。文化13年の『編年江戸武鑑 文化武鑑7』（p.189）には「男谷彦四郎（信濃）百五十俵 陣屋信濃中ノ条 本所相生丁」と、居宅地のほかに支配地や俸禄が示されている。彦四郎の弟左衛門太郎惟寅（勝家へ養子、小吉と改名）の息子が勝海舟である。海舟は本所相生町の男谷邸で生まれている。新島襄の死去を悼み墓碑銘を揮毫した勝海舟との交わりは、中之条代官職の前任者と後任者がそれぞれ海舟の伯父と襄の母の奉公先の主人という、勝と新島には互いのあずかり知らぬところですでに因縁が交わされていたのである。
- 5) 平成10年当時、長野県立歴史館総合情報課の後藤芳孝氏に大変お世話になりました。この場をお借りして感謝申し上げます。
- 6) 拙稿「新島襄の母とみの「口述」を改めて聴く」『新島研究』第98号、pp.53-58参照。
- 7) 同上、p.35参照。
- 8) 『江戸御在所諸士明細帳』には、「御徒士組除御祐筆見習勤金式分 金五両外壹人半扶持」として「新嶋民治」が、「文政十一年子八月十一日 徒格御取立 御用部屋書役見習 金四両壹人半扶持」として「新嶋民次」が、新嶋七五三太の項では「民次倅」として、新嶋双六の項には「民治倅」として、まちまちに筆記されているのを見る。天保9年の安中藩上屋敷出火数日後、病気になった民治の見舞い控帳には「民二」と記されている（『新島研究』第93号、p.236）。
- 9) 柏書房の『文化文政武鑑』は「板倉伊予守」の項や「松前御奉行」「諸国御代官」の項でみると誤植や名称の不備が見られる。文政4年（p.425）で荒井平兵衛は諸国御代官に現わされているが、東洋書林の版彫『江戸幕府役職武鑑編年集成』の当年にはなく、こ

の年、平兵衛は松前奉行職に彫られている。特に文政6年の「諸国御代官」(p.200)には24人の別項目の人間が挿入され、印刷されているなどの例が見られる。

- 10) 旧三井文庫本は、『国書総目録』の「図書館、文庫一覧」の個人文庫の項に「戦災その他で焼失または所在不明のもの」と扱われている。
- 11) 井伊春樹「パークレー校蔵旧三井文庫調査始末記」『調査研究報告』第5号p.270。
- 12) 同じく岩波書店の『国書人名辞典』(第1巻p.67)では荒井とも書くと断って「新井清兵衛」と挙げているが、やはり「荒井平兵衛」が正しい。

しかもここでは経歴を「上州中之条の代官」と明記しているが、上州中之条は温泉保養地で、『江戸幕府郡代代官史料集』の「郡代・代官所配置図」(pp.456-457)をみても上州中之条に代官所(陣屋)があった形跡はない。ここも「信州中之条の代官」と訂正を要する。

なお石川謙『石門心学史の研究』(p.1195)でも、「奉行・代官の心学教化に対する態度一覧」のなかで、「中ノ條代官所」において『かくあるべし』を領民に頒布した代官として、「荒井清兵衛」と記し、その心学教化の年代を「嘉永・安政」期としている。しかし、今回この『をしえくさ』の識語によって「荒井平兵衛」であり、年代は「文政」期であることが判明した。

- 13) 第1部門研究(新島研究)2007年9月度報告会において、質疑応答のなかで竹内力雄氏が指摘された意見である。
- 14) ほかの3人は、①早川正紀(教諭所は美作国久世陣屋下の「典学館」・備中国笹岡陣屋下の「敬業館」・武蔵国久喜陣屋下の「遷善館」、教諭書は『久世条教』)、②山本大膳(八代郡の石和教諭所「由学館」、教諭書は『教諭二章』)、③佐々木道太郎(都留郡の谷村教諭所「興讓館」、教諭書は『教諭書』)である。

なお、同書の「荒井某」と「上野中ノ条、天保ころ刊」(p.191)は、それぞれ「荒井平兵衛」と「信濃中ノ条、文政ころ刊」と訂正する必要がある。

- 15) 『国史大辞典』第7巻p.926。
- 16) 『飯田町駿河台小川町絵図』嘉永2年新刻文久3年改正では、現在の靖国通を裏神保小路、すずらん通を表神保小路と明記している。
- 17) とみの口述に記された「雨森泉春と云へる医師方」については、筆者は未発表であるが、一定の結論を得ている。

## 引用・参考文献

- 『かくあるべし』玉川大学図書館所蔵
- 『をしえくさ』カリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館蔵
- 森中章光「新島家の家系」『新島研究』第3号、洗心会、1955年
- 『新島遺品庫収蔵目録（上）』同志社社史史料編集所、1977年
- 『新島先生遺品庫収蔵目録（下）』同志社社史史料編集所、1980年
- 『統徳川実紀』（新訂増補国史大系）第2篇～第5篇、吉川弘文館、1991年
- 根岸衛奮編『柳宮補任』（大日本近世史料）第2巻・第4巻・第6巻、東京大学出版会、1963～65年
- 『諸向地面取調書』2（内閣文庫所蔵史籍叢刊第15巻）汲古書院、1982年
- 村上直校訂「県令譜」『江戸幕府郡代代官史料集』近藤出版社、1981年
- 蘆田伊人編集校訂『新編武蔵風土記稿』第4巻・第7巻、雄山閣、1996年
- 児玉幸多校訂『中山道宿村大概帳』近世交通史料集5、吉川弘文館、1971年
- 『編年江戸武鑑 文化武鑑・文政武鑑』役職編、柏書房、1981～92年
- 藤井雅海・藤實久美子編『江戸幕府役職武鑑編年集成』第19巻～第36巻、東洋書林、1998～99年
- 『国史大辞典』第7巻、吉川弘文館、1986年
- 国文学研究資料館編『古典籍総合目録』第1巻、岩波書店、1990年
- 市古貞次、他8名編『国書人名辞典』第1巻、岩波書店、1993年
- 『国書総目録』第1巻・第2巻、岩波書店、1996年改訂版
- 新村出編『広辞苑』岩波書店、1961年
- 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』東洋書林、1997年
- 西沢淳男編『江戸幕府代官履歴辞典』岩田書店、2001年
- 川口謙二・池田孝・池田政弘著『江戸時代奉行職事典』東京美術、1983年
- 稲垣史生編『三田村鳶魚 江戸武家事典』青蛙房、1981年
- 石川謙著『石門心学史の研究』岩波書店、1975年3刷
- 石川謙著『心学』日本経済新聞社、1964年
- 『調査研究報告』第5号、国文学研究資料館文献資料部、1984年
- 北原保雄編著『概説日本語』朝倉書店、1995年
- 『坂城町誌』中巻歴史編(1)、坂城町誌刊行会、1981年

新島襄の母とみと信州中之条代官荒井平兵衛

『更埴市史』第2巻近世編、更埴市、1988年

『長野県教育史』第7巻史料編1、長野県教育史刊行会、1972年

『長野県史』近世史料編第7巻(1)～(3)北信地方、長野県史刊行会、1981～82年

『増補改正 飯田町駿河台小川町絵図』嘉永2年新刻 文久3年改正 板元尾張屋清七、(『文久3年駿河台小川町絵図』人文社復刻)

『復元江戸情報地図』(6,500分の1)朝日新聞社、1997年

『でっか字まっぷ東京23区』(10,000分の1)昭文社、2001年